

大分市PFI等導入推進指針について（令和4年4月改訂版）

背景

- ・ 厳しい財政状況、人口減少の中で、公共施設等を効率的に整備・運営していくことが求められる。
- ・ 国より、**人口20万人以上の地方公共団体**において、**平成28年度末までに** PPP/PFI手法導入を優先的に検討する仕組みを構築するように要請あり。
（平成27年12月内閣府、総務省通知）

〔「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）
（府政経シ第886号、総行地第154号）〕

導入推進指針の内容

《優先的検討の開始時期》
 新たに公共施設等の整備等（新設や更新、長寿命化改修など）を実施するタイミングで、整備後の施設運営方針などと併せて公共施設マネジメント推進室と一緒に検討する

《対象事業》・・・次の一、二の両方を満たすもの

- 一 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設整備事業
 - ① 公共建築物又はプラントの整備・運営等に関する事業
 - ② 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・運営に関する事業
- 二 次のいずれかの事業費基準を満たす事業
 - ① 設計と施工を含む施設建設費が**10億円以上**
 - ② 維持管理費、運営費等が単年度で**1億円以上**

※ただし災害復旧事業等、緊急を要するものや法的に制限されている事業などは対象外

《導入の検討①【簡易な検討】》
 PPP/PFI等の手法を導入できる可能性があるかについて公共施設マネジメント推進室と施設所管課により、簡易な判定を実施する

「定性的評価」 ①同種の施設のPFI等導入実績
 ②民間ノウハウの活用可能性

「定量的評価」 ①整備スケジュールの観点
 ②VFMの観点

《導入の検討②【詳細な検討】》
 簡易な検討の結果、導入可能性があると判定された事業について、専門コンサルタントを活用しながら、具体的に導入の適否を検討する
 （検討項目）
 事業範囲、リスク分担、市場調査、VFMの検討・評価、事業スケジュール等

《評価結果の公表》
 PFI等手法の導入に適さないと評価した場合には、【簡易な検討】【詳細な検討】結果について、HP上で公表する

事務処理フロー（PFIの場合）

